

## 第4回 東京都児童福祉審議会本委員会 議事録

- 1 日時 平成26年10月8日（水）19時00分～21時07分
- 2 場所 都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27
- 3 次第  
(開会)
  - 1 新委員紹介
  - 2 報告
    - (1) 平成25年度における各部会の審議内容について
      - ・里親認定部会
      - ・子供権利擁護部会
      - ・児童虐待死亡事例等検証部会
    - (2) 東京都児童福祉審議会条例施行規則の一部改正について
    - (3) 子ども・子育て支援新制度について
    - (4) 幼保連携型認定こども園制度導入に伴う規定整備について
  - 3 議事  
東京都児童福祉審議会提言（案）について
  - 4 連絡事項  
(閉会)
  - 4 出席委員  
網野委員長、松原副委員長、石崎委員、磯谷委員、大木委員、大町恵子委員、柏女委員、加藤委員、木村委員、楠田委員、市東委員、花崎委員、村井委員、山崎委員、青葉委員、秋山委員、今田委員、大竹委員、大町千恵子委員、小野委員、高橋委員、野田委員、平湯委員、武藤委員、山本委員、渡邊委員
  - 5 配布資料
    - 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
    - 資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
    - 資料3 平成25年度における各部会の審議内容について
    - 資料4 東京都児童福祉審議会条例施行規則
    - 資料5 東京都子供・子育て会議について
    - 資料6 新たな幼保連携型認定こども園制度導入に伴う規定整備（新設）
    - 資料7 東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】
    - 資料8 東京都児童福祉審議会提言（案）【全文】
    - 参考資料1 児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について  
(平成25年度児童虐待死亡事例等検証部会報告書)
    - 参考資料2 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例

○花本計画課長 それでは、定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

本日、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。私は当審議会の事務局の書記を務めます、福祉保健局少子社会対策部計画課長の花本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、委員の方のご出席についてご報告させていただきます。本審議会の委員数は現在33名でございます。本日ご出席とお返事いただいたいる委員の方は27名。所用のためご欠席とお返事をいただいている委員は6名でございますので、定足数に達することを、まずご報告させていただきます。

最初、お手元に配付いたしました会議資料の確認をお願いいたしたいと思います。

- ・資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- ・資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- ・資料3 平成25年度における各部会の審議内容について
- ・資料4 東京都児童福祉審議会条例施行規則
- ・資料5 東京都子供・子育て会議について
- ・資料6 新たな幼保連携型認定こども園制度導入に伴う規定整備（新設）
- ・資料7 東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】
- ・資料8 東京都児童福祉審議会提言（案）【全文】
- ・参考資料1 児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について  
(平成25年度児童虐待死亡事例等検証部会報告書)
- ・参考資料2 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例

以上の資料を机上に置かせていただいておりますが、足りないものはありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それから、本日の審議会ですが、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願ひいたします。

またご発言に際しましては、目の前のマイクスタンドのところにボタンがあります。ちょっと平べったいボタンですけれども、こちらを押していただいてからご発言いただきますように、よろしくお願ひいたします。

続きまして、昨年の12月3日に改正いたしました第3回の委員会の以降、新たに委員にご就任いただいた方について、お手元の資料1の名簿でご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、東京都議会厚生委員会委員長の遠藤守委員ですが、本日は所用のためご欠席となっております。

それから、東京都民生児童委員連合会副会長の市東和子委員でございます。

○市東委員 市東と申します。よろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 それから行政側につきましては、資料2で名簿をお配りしておりますが、変更のあった職員のみご紹介させていただきます。

福祉保健局長、梶原でございます。

○梶原福祉保健局長 梶原です。よろしくお願ひいたします。

○花本計画課長 続きまして、幹事長を務めます少子社会対策部長、手島でございます。

○手島少子社会対策部長 手島でございます。よろしくお願ひします。

- 花本計画課長 幹事を務めます企画担当部長の後藤でございます。
- 後藤企画担当部長 後藤でございます。よろしくお願ひします。
- 花本計画課長 同じく幹事を務めます事業推進担当部長、松山でございます。
- 松山事業推進担当部長 松山です。よろしくお願ひいたします。
- 花本計画課長 同じく幹事を務めます児童相談センターワーク次長、矢沢でございます。
- 矢沢児童相談センターワーク次長 矢沢でございます。よろしくお願ひいたします。
- 花本計画課長 続きまして、書記を務めます家庭支援課長の木村でございます。
- 木村家庭支援課長 木村でございます。よろしくお願ひします。
- 花本計画課長 同じく書記を務めます保育支援課長、西尾でございます。
- 西尾保育支援課長 西尾でございます。よろしくお願ひいたします。
- 花本計画課長 その他、関係管理職員ですが、総務部企画担当課長の中川でございます。
- 中川総務部企画担当課長 中川です。よろしくお願ひいたします。
- 花本計画課長 同じく、少子社会対策部次世代育成支援担当課長の三浦でございます。
- 三浦次世代育成支援担当課長 三浦です。よろしくお願ひいたします。
- 花本計画課長 最後にあらためまして、書記を務めます計画課長の花本です。よろしくお願ひします。

その他、関係職員が出席しておりますが、資料2をもって紹介に代えさせていただきたいと思います。

ここで、事業推進担当部長の松山より、先日、都立児童養護施設で発生した重篤な事件につきまして、ご報告、ご説明させていただきます。

- 松山事業推進担当部長 松山でございます。

新聞報道がありましたように、都立児童養護施設におきまして、指定管理者として運営する東京都社会福祉事業団の元職員が、入所児童に対するわいせつ行為をしたということで、児童福祉法違反で9月17日に逮捕されました。

社会的養護のお子さんの暮らしの場である児童養護施設において、このようなことは決してあってはならないことであり、都としては、二度と同様の事故を起こさないよう、再発防止策の徹底を法人に指導し、法人も今、改善に努めているところでございます。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

- 花本計画課長 この後の進行につきましては、網野委員長にお願いしたいと思います。
- 網野委員長 皆様、こんばんは。今期で第4回目の本委員会となります。だいぶ日も短くなつてしまいまして、夜、お疲れのところご参集いただきまして、あらためて御礼申し上げます。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず、報告事項ですが、今回は平成26年度に入って初めての本委員会ですので、昨年度、25年度の各部会の活動状況について、まだ報告していない部分がございます。その審議内容について、順次報告していただきたいと思います。部会ごとに事務局から説明をしていただきまして、それぞれその後、部会長の方からご意見、ご感想を頂戴したいと思います。また、その他、報告事項につきましても、ご説明いただきたいと思います。

では、事務局からお願ひいたします。

- 栗原育成支援課長 育成支援課長、栗原でございます。よろしくお願ひいたします。
- それでは、資料3「平成25年度における各部会の審議内容」について、をご覧ください。

私からは、里親認定部会についてご説明させていただきます。

まず、開催回数でございますが、25年度6回となっております。奇数月に開催をしておりまして、年6回の開催となっているところでございます。

審議件数でございますけども、網掛けのところをご覧いただきたいと思いますが、25年度、養育家庭につきましては40件、養子縁組里親につきましては76件、専門養育家庭については2件、合計118件を諮問件数としております。

その後の審議結果でございますが、適格数についてはそれぞれ115件となっておりまして、一番右の欄でございますが、再調査の数でございますが、養育家庭につきましては2件、養子縁組里親については1件、再調査となっております。いずれも再調査した後、審議会のほうに報告をし、適格というご判断をいただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○網野委員長 それでは、磯谷部会長、一言お願ひいたします。

○磯谷委員 部会長の磯谷です。

平成25年度の審議件数は、今、事務局からご報告あったとおりです。全体の件数を近年と比較しますと、変動の範囲内という印象がありますが、内訳を見ますと、養子縁組里親がやや多くなっているのに対して、養育里親が伸び悩んでいるように思われます。

申請の内容面について、特に統計を把握しているわけではありませんけれども、近年、大きな変化はないように思っております。ただ、動機を見ますと、おそらく本当は養子縁組里親を希望するのだろうなというふうに思われるのに、年齢や委託率等の関係から、養育里親を希望するという方もしばしば見かけております。

児童相談所では、養育家庭と養子縁組里親の違いを、きちんと説明しているようありますけれども、本当の意味で納得して申請していただいているのかな、と不安になるところはございます。

審査の方法につきましては、昨年度と特に変わりはありません。事前に委員は、申請書類や児童相談所の所見等に目を通しまして、審査当日にはきめ細かく審査できているというふうに感じております。25年度は再調査が3件ありましたが、申請書類などに関する疑問が審査当日に解決できない場合は、再調査をいただいております。

個別ケースに触れるのは避けますけれども、一般的には、主たる養育者である里親候補者の健康状態や就労状況、ほかの子供の存在などから、具体的に里親養育を進めていけるのか、というふうに疑問に感じることがあります。そういう場合に再調査をお願いしております。昨年度は結論的には、再調査の結果、すべて適格の判断に至っております。

私たちの審査は、基本的には要件を満たしているかどうか、という点でありますけれども、要件は満たしていると思われるけれども、いろいろと問題などを感じられるという場合には、適格という判断をするにしても、条件やコメントを付すなどして、実際に里親委託を行う児童相談所の注意を喚起しております。今年度も引き続き同じような姿勢で、審査を進めているところでございます。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

続いてお願ひします。子供権利擁護部会ですね。

○三浦次世代育成支援担当課長 子供権利擁護部会の事務局を担当させていただいております、

次世代育成支援担当課長の三浦でございます。資料に沿ってご報告させていただきたいと存じます。

まず開催回数ですが、毎月1回開催し、25年度12回となっております。また、審議件数は、25年度全体で104件となっておりますが、内訳をご覧いただきますと、「児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」についてが最も多く、57件。その次に(4)の「親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例」が43件。その他、「児童相談所長が必要と認める事例」が3件、他の事案が1件、ということになってございます。

また、3番の「被措置児童等虐待の状況報告件数」についてでございますが、これは児童養護施設などに措置されている児童が、体罰等の虐待を受けたという通告がなされた件数ということで、25年度につきましては、受理が41件、このうち調査報告済みのものが40件、調査の結果、虐待に該当したものは16件となってございます。また、虐待該当のものの内訳でございますが、社会的養護の関係施設におけるものが13件、里親等の関係が2件、一時保護施設等が0件、障害児施設等が1件となってございます。

以上、簡単でございますが、事務局からのご報告でございます。

○網野委員長 それでは、村井部会長、一言お願ひいたします。

○村井委員 数字的なところは、ただいまご説明いただいたとおりなんですが、審議件数に関しては、桁が違う数が増えているんですが、その要因の一つは、「親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例」というのが、24年度から審議することになった、というところで増えております。ただし、それだけではなくて、(1)の保護者の意向と児相の意向が一致しないケースというのも増えているという形で、実は審議の開催の時間帯を6時45分だったのを、委員の皆様の協力で6時半からにし、そして審議するんですけど、9時を超えないように進めていくのに大変苦労しているという。やっぱり長時間にわたる審議が必要になっている事例が多くなっている、ということを報告させていただきます。

また、被措置児童等の虐待に関する報告に関しても、3で示されたとおりなんですが、これだけ親権者との意向が一致しないケースというのは、それだけ困難を抱えた子供が施設に入所しているという意味で、そういう意味では、不適切な関わりをしてしまうことも多くなってくるというふうに、これは2の審議件数と3の件数は連動している、というふうにご理解いただければいいかなというふうに思います。それくらい、困難を抱えた子供さんに苦慮している施設の実態があると。ただし、だからといって、仕方がないとか、許されるものではないわけですね。なので、非常に困難な部会になっています。

25年度41件になっておりますが、その中で虐待該当が16というふうになっておりますが、では、ほかはすべてそうではないかというと、実は非該当であっても、限りなく黒に近いグレーという表現を部会では使っておりますが、ガイドラインに沿うと黒とは言い切れないけれども、これはやはり問題があるんだろう、というふうなケースも含まれております。私は施設関係者の苦労を考えたときには、それだけ負担が大きくなっているという理解もありますけれども、やはりこれは、あってはならないことだというふうに考えたときに、憂慮しなきやいけないなというふうに思います。

この数字には出ていませんが、どういうふうに問題を取り扱い、解決していくかというところで、これは部会のというよりも、部会長の私の私見も少し入っておりますが、通告を施設自らが報告した場合、その場合には、問題の解明と改善への取組みが見通せるかなという。つま

り、施設自らが、その問題を「問題だ」と自覚し、報告し、改善をしていくところでは、問題は許されないけれども、しかし、見通せるかなというふうに思います。

ここで申し上げたいのは、施設が否認をして、施設というか職員が否認をして、自らの問題としてそれに取り組むということができない、そういうところの、見通せないケースもこの中にはあるということですね。限りなく黒に近いグレーと、それから該当というところで、その後のところでは、部会の中でもいろいろと意見が交わされておりますが、それを検証する役割は、本部会にはございませんので、それ以上のことは踏み込めない状況ではあります。

ただ、私、ここでお願ひしたいのは、やはり施設の姿勢が問われるんだ、と思うんですね。しかも、そういう当該の施設あるいは当該の職員——里親も含めてですけど——だけの問題ではなくて、やっぱり組織的な問題であるとともに、それを一施設だけで解決するというのは、非常に困難だろうと。ですから、ここには部会の代表の方々もたくさんお見えになっておりますが、ぜひ部会として組織的な支援を、こういう問題が起こった後の施設にしていただきたいな、ということを感じております。

以上でございます。

○網野委員長 ご意見、ご感想を含めて、ありがとうございました。

それでは、次の児童虐待死亡事例等検証部会、お願ひいたします。

○木村家庭支援課長 家庭支援課長の木村です。私から報告させていただきます。

こちらの部会では、虐待等死亡事例等について、事実の確認を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策等を検討するために行ってございます。

開催回数については、25年度は6回、ヒアリングについては、11機関に実施してございます。25年度の内容については、下の太い囲み枠の中にございまして、25年度につきましては、5事例を検証してございます。

具体的な内容につきましては、1枚おめくりいただきましてA3の紙をご覧ください。3に「検証事例の概要と課題」が記載されてございます。まず、一番上のところに、関与した機関、2番目のところに概要が記載してございます。

事例1につきましては、精神疾患を持つ母と知的障害のある本児の2人暮らしということで、課題につきましては、精神疾患の特徴的な側面に対するアセスメントの視点が不足していた。あと、近隣から怒鳴り声、通告を受けたが、虐待のケースとして対応しなかった、ということがあったところ。

事例3につきましては、こちらの家族4人が無理心中というところで、父の自殺後、母の不安定さが顕著だった。課題としては、面会が拒まれ、支援が停滞していた。最後のポツのところで、自死遺族の家族というリスク要因の見極めが不十分だった。

事例4につきましては、母と知的障害のある本児が遺体で発見ということで、これもひとり親家庭でございます。こちらのほうの課題としましては、障害のある本児が医療機関につながったことを確認すると、支援を終了していた、というところがございます。

事例5につきましては、本児と母が遺体で発見。こちらもひとり親家庭に近かった状況だった、というところでございます。こちらも、母に面会が1回しかできなかった。兄の一時保護をしていたんですが、家庭復帰後、面会が1回しかできなかったということで、亡くなった児童は、兄ではないきょうだいだったというところでございます。

事例2につきましては、関係者の予後の関係から、経過のほうを載せてございません。ただ

し、検証結果の一部については、提言のほうに反映させていただいております。

今回、提言は6ついただきてございまして、簡単にご紹介させていただきますと、提言1につきましては、精神疾患を持つ保護者が、ひとり親で障害のある子供を養育している場合には、その負担の大きさを認識し、「要保護家庭（児童）」と捉えて支援をしていく、ということ。

提言2につきましては、精神保健分野について、実践的な研修を行う。

提言3につきましては、子供の安全確認については、新たな事実確認をしたら必要な対応を行うということ。また、直接会って声をかけるという基本的な対応をするということ。

提言4につきましては、リスクが高いにもかかわらず、支援が停滞していれば、組織的な対応を図っていく、見直していく。

提言5につきましては、保護者のメンタル面に課題がある場合は、主治医等の協力を得る、というようなところ。

提言6につきましては、一人の関係機関職員が危機感を感じた場合には、組織全体で共有する仕組みと、また要対協へ積極的に発信していくということが必要だ、ということをご提言受けました。

説明のほうは、以上でございます。

○網野委員長 松原副委員長、部会長として一言お願ひいたします。

○松原副委員長 この部会での報告をしなくていいという、そういう状況を望みながら、検証をやっておりますが、なかなか現実的にはそれができません。

本年度、5事例の検証をやりましたが、ご紹介しましたように、取り上げた事例は22事例ですから、関係機関が全く関与をしなかった。つまり、我々は調べようがないんですけども、どこかで誰かが関わられたケースというのもあるのかなと。これは毎年の反省点で、やはり必要な支援が届いていない、ということを毎年、感じさせられます。

今年は、養育者なり子供に障害があるというケースが、数多くを占めました。これもいずれの場合も、それが、障害があるから子育てができないとか、虐待を受けるというようなレッテルを貼るのではなくて、いかにその家庭の状況を把握できるかという課題と、それから、その把握をした上で、必要な支援を提供していくことの必要性を、あらためて感じさせられまして、提言をここに挙げさせていただきました。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。3つの部会からご報告いただきました。委員の皆様方から、特にご質問、ご意見がございますでしょうか。

○網野委員長 武藤委員、お願いします。

○武藤委員 今、子供権利擁護部会の村井部会長から報告あった件ですが、一つは、被措置児童と虐待の事例ということで、特に25年度のことについて取り扱ったということで、そこから見えてくることについて、村井先生からお話をいただきまして。私たちは現場としても、今とりわけ、社会的養護の分野については、虐待を受けた子供たちが、主に入所してくるという状況なので、施設措置後に、また同じような虐待的な、というか、不適切な対応も含めて、あってはいけないということで、様々な取組みをしているにもかかわらず、ここに件数的に出てきてますけども、やはりどうしても、こういう事例というのが出てくるということです。それについて、部会挙げて、今回の先ほど報告あったような事例も含めてですけども、振り返りながら、そういうことが二度とないようにということで、私たち、「撲滅」というような言葉も使

いながら、社会的養護の施設等で、被措置児童等の虐待事例をなくす取組みを、とにかくしようということで、取り組んでいるんですね。この件について今後とも、引き続き私たち自身も、取り組んでいかなければいけないとは思っています。

ちょっと質問的なことになるんですけども、検証する委員会ではないので、この中身について、十分この部会で、なんで起こるのか、どうすればいいか、ということなんかのところの議論、深い論議って、なかなか難しいということなんんですけども、そのところの事例から見えてくる対策というんですかね。もうちょっとこんなことが、現場に必要なんじゃないかというようなことのヒントになるようなことが、村井部会長ご自身の見解でもいいので、少しこういう場でお知らせいただければなど。私たちも現場で参考にしたいなと思っています。よろしくお願いします。

○網野委員長 お願いいたします。

○村井委員 大変貴重な、しかし難しい質問、ありがとうございます。

部会の中で、部会として何ができるか、ということを検討した結果、部会は、そういう事例の報告を受けて助言をする、というところ止まりの機能だったので、検証する機能というのを部会が持つのか、あるいはほかのところでやるのか、ぜひ持っていただきたいな、というふうに重ねてお願いをします。

ですので、検証した結果の意見ではなくて、極めて個人の意見になりますが、一つは、リスクマネジメントの鉄則で、情報は公開することです。やっぱり内部でそのことを、隠蔽とは言いませんけれども、公開することに対してのためらいがあれば、やっぱりそれは解決の方向は見えないだろうし、周りの支援が受けられないな、というふうに思ったりもします。

それから、一人の加害者を見つけて、その人の問題とするのではなくて、組織的な課題として、組織風土の問題も含めて、組織の問題として、きちんと施設なり、あるいは養育家庭でも、あるいはそういうところは、その問題を捉える視点を持つ、ということですね。

多くの場合、報告を受けるだけなので、統計も採ったことがないので分かりませんが、該当する職員は、退職という形で、問題は終わってしまってのような印象を受けます。退職するかどうかは本人の問題ですから、あるいは退職させなければいけない処分は、その施設なり何なりの問題ですから、外部からとやかく言う権限はないとは思いますが、しかし当該職員を退職させることによって、やっぱり教訓がきちんと明確にならないまま終わっている、という印象を受けます。そういう意味では、やっぱり一部の職員の問題ではなくて、そして退職をすることで問題を終わりにさせるのではなくて、取り組む姿勢というのが必要なんじゃないかな、と思います。

これは個人的な意見で、部会長としてというよりかは、村井個人が思っているところでございます。

○網野委員長 非常に、子供権利擁護部会を進めるにあたって思われていること、ほかの委員の方々もお持ちの部分もあるかと思いますが、これも十分参考にして、部会の進め方あるいは行政当局として、今後、今指摘されたようなことを、どう進めていくかも、ご検討いただければと思います。

平湯委員、よろしいですか。

○平湯委員 社会的養護の関係にもちょっと関連する質問なんですが、それは後の予定のようですね。

一つ非常に気になる箇所というのが、検証部会のほうの第5事例で、母親が遺書を残していた、というのがございますね。読んでの感想として、どういうことが書いてあったのか知りたい、というふうには、まず思いました。

いろんな配慮しなきやならん点があるかと思いますけれども、どういうことからそう申し上げるかというと——虐待の、一応、加害者と申し上げますけども——加害者がどういうことを考えながら事に至ったのか、どういうことを考えて日々生活をし、悩んでいたのかと。こういうことが、なかなか分からぬわけだと思うんです。悩みといったって、それは障害児の子供を持つてる親ですから、悩みなんかないわけないじやないか、と言われれば、それまでだと思います。あるいは、悩みの中でもいろいろあって、経済的な悩みということもあり得ると思うんです。これについても、経済的な悩みなんていうのは、誰でも皆、悩んでるんだから、取り上げることはない、ということも一理あるのかもしれません。

虐待という背景を考えるときに、チェックする観点として、平たく言えば、今申し上げたようなことを、やはりチェックがほしいし、こういう場なり、あるいはどういう形が適切かは分かりませんけども、それは公に分かるようにしていただいたほうがいいのではないか、というふうに思います。

以上です。

○網野委員長 ご質問も含めてですが、個別の事例に対して、どうでしょうか。

○松原委員 この部会は、プライバシーの保護のために非公開でやっておりますので、ここは今度は公開の場ですので、内容については差し控えさせていただきたいと思います。

本報告書の18ページのところに、もう少し詳しく、改善策も含めて記載をさせていただきましたので、またそこをお読みいただければ、ありがたいかなと思います。

○網野委員長 ありがとうございました。ぜひ、ご参考にしていただければと思います。

お願いします。

○小野委員 すいません。村井委員にお聞きしたいんですけども、虐待の25年度で2例虐待と、里親のところで該当になっておりますけれども、従来の里親では、虐待になっている事例があつて、そういう場合、検証したものに関して、例えば今までの里親部会のほうでは、不適格はゼロで、再調査になっているものがいくつかあります。だから、そちらと里親部会と連携して、こういう事例が虐待に結び付くんだとということを、明らかにするような試みや、何か連携はございますでしょうか。

○村井委員 今までありませんでした。今、ご提言を受けて、「ああ、そういうえば、そういうことも必要かな」と思いましたが、今まではありませんでした。

重ねて言いますが、そういうケースの報告を受けて、助言をするというのが役割として言わされているんで、それ以上の取組みというのは、ちょっと提言を超えるというところで、少し控えていたところもあります。ですので、もしご提言いただいたことが、この中で必要だと認められれば、そういう試みも大いにさせていただきたいなと思います。

ご提言いただいて、そういうこともしたほうが有効かなというふうに、個人では思います。

○小野委員 そうですね。何か連携があったほうが、今後、里親の選択において、精度も上がるような気がいたします。

○村井委員 そうですね。ありがとうございます。

○網野委員長 ここではということは難しいと思いますが、今後の部会の進め方で、懸案という

ことで、示させていただければと思います。

○栗原育成支援課長 すみません。補足をさせていただきたいんですけども、実は24年度から、虐待事例については、個々の具体的な案件もございますので、詳細まではお伝えできないんですけども、特に里親案件につきましては、認定部会でご報告をさせていただいて、このような形の虐待事案が発生しているということは、それぞれの里親の認定部会でご報告をさせていただいているところでございます。

○網野委員長 それでは、いろいろご報告に対して貴重なご意見、今後の検討等もいただきましたが、これらをこれから部会で活かせるように、内容についてはさらに詰めていただければと思います。

それでは、次に報告事項に入りますが、3つございます。続けて事務局から、まず報告いただきたいと思います。

○花本計画課長 それでは、資料4につきまして、手短に説明させていただきます。

昨年12月27日付の「東京都公報」がありますけれども、その中程ですが、本審議会の条例施行規則の一部を改正ということで載っております。改正箇所ですが、組織第1条のところで、委員が35人以内で組織する、というところで改正しております。

今まで20人以内となっておりまして、2枚目に改正した規則を載せておりますが、これまで、いわゆる児童福祉法で20人以内という規定がありました。3枚目のところに内閣府、国の資料ですが、地方分権一括法の絡みで、主な改正内容の「職員等の資格・定数等」というところがありますが、ここに書いてありますように、児童福祉審議会の委員定数の上限の廃止ということで、児童福祉法に書かれていた上限が撤廃されました関係もありまして、東京都における本審議会の委員の定数は35人以内ということで改正されました。

以上、ご報告でございます。

○三浦次世代育成支援担当課長 続きまして、子ども・子育て支援新制度についてご報告させていただきたいと思います。資料5番をご覧ください。「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定」というペーパーでございます。

現在、来年4月の子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、都としてこの計画の策定を進めております。計画策定にあたりましては、東京都子供・子育て会議の委員の皆様に、ご審議をいただいているところでございます。お配りしております資料の3枚目に、委員の名簿を付けさせていただいておりまして、本審議会の網野委員長にこちらの会議の会長、柏女委員には副会長をお務めいただき、委員の皆様にも、子供・子育て会議のほうの委員にもお入りいただいている方がいらっしゃいます。日ごろからご協力をいただきありがとうございます。

これまでの会議の開催状況ですが、資料5の2枚目が「東京都子供・子育て会議 検討スケジュール」となっております。これまでの開催実績が網掛けとなってございます。昨年10月に第1回全体会議を開催して以来、全体会議を2回、それから部会は2つございますが、計画策定部会は5回、認定こども園部会については2回ほど開催しております。今週もちょうど明後日、10月10日に、次の第3回全体会議と第6回の計画策定部会を、合同開催という形で開催予定でございます。

資料を戻っていただく形になりますが、資料5の1枚目、子供・子育て会議においてご審議をいただいている計画の概要についてまとめてあるペーパーをご覧ください。左側にございますとおり、計画策定のポイントですが、本計画は、幼児教育・保育にまたがる初めての計画と

ということでございます。また、目下、大きな課題となっております待機児童の解消に向けては、具体的な目標年次を設定して、潜在ニーズを含む需給ギャップを解消していくということで、29年度末までに、国も待機児童を解消するということで目標設定しているところですが、これを踏まえて、計画も策定してまいります。また、量だけではなくて、サービスの質の向上も大事だということで、こちらに掲げております人材の確保、資質の向上なども含めて、計画をしてまいります。

現在のこの関連の計画といたしまして、次世代育成支援対策推進法に基づく東京都行動計画を定めており、本年度がその計画の最終年次となっております。今般、子ども・子育て支援法が成立いたしましたことから、この地域行動計画の策定については任意化されましたが、一方で次世代育成支援対策推進法が延長されましたことから、東京都といたしましては、子供・子育て支援事業支援計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画としても位置付け、一体的に策定していく、ということで進めてございます。なお、計画の名称については、今後検討してまいります。

右側になりますけれども、現在策定中の子供・子育て支援事業支援計画の概要になってございます。計画の性格ですが、主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした、子供・子育てに関する総合計画ということで、今申し上げましたとおり、次世代育成支援対策法に基づく地域行動計画を兼ねるものでございます。

計画期間は平成27年度から31年度までの5年間。先ほどご紹介しましたとおり、東京都子供・子育て会議でご審議いただいておりますほか、府内では、子供・子育て施策推進本部というものを設けて、検討を進めております。

計画の内容については、子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」及び次世代育成支援対策法に基づく「行動計画策定指針」を踏まえた内容といたします。それぞれ下に書いてありますような必須記載事項、任意記載事項など、幅広く、関連する分野を含めた計画を策定していく予定でございます。

下の部分は、他の法定計画、やはり今年度が最終年次となるような計画が、いくつかございまして、これらとの調和を図っていくということ、それから全庁計画といたしましては、現在、「東京都長期ビジョン（仮称）」というものを策定しており、こちらの計画とも整合を図っていくということで進めております。

以上、簡単ではございますが、計画についてのご報告でございます。ありがとうございました。

○西尾保育支援課長 続きまして、資料6に基づきまして、「新たな幼保連携型認定こども園制度導入に伴う規定整備」について、ご説明をいたします。

資料の左上でございますけれども、認定こども園制度でございますが、平成18年から開始をしておりまして、幼稚園、保育所等のうち、保育に欠ける子と欠けない子両方を受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設、それともう一つ、すべての家庭を対象に相談活動ですとか親子の集いの場の提供を行う施設、これが都道府県の認定を受けた施設として成り立っているものでございます。

今回、来年の4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴いまして、制度改正がございます。資料左下の箱をご覧いただきまして、ちょっとポンチ絵がございますけれども、この認定こども園制度につきましては、4つの類型がございます。認可幼稚園と認可保育所が

連携のもとに認定を行って、保育に欠ける子、欠けない子のサービスを行う幼保連携型が1つと、あとは、認可幼稚園が保育に欠ける子も預かる型、それから、認可保育所が保育に欠けない子も預かる保育所型、それから、認可外保育施設が、保育に欠ける子、欠けない子両方を預かる施設、この4類型がございますが、今回、この一番上にございます幼保連携型、これが2つの認可施設であったものが、単一の認可施設となる、という制度改正がございます。

上のところの資料に戻っていただきまして、課題として、二重行政の解消というのが一つ、それから財政支援の恒久化。これは今、幼稚園は私学助成ですとか、保育所は運営費負担金等で賄っておりますけれども、それを一つの単一の給付にしていく、ということで制度改正でございます。

ということで、一つは、学校であり児童福祉施設である単一の施設になるということ。それから、改正認定こども園法に基づきまして、都道府県がこの基準の条例を定める、ということになっております。

右の下のところへ行きまして、「認可基準制定の基本的な考え方」でございますけれども、国がこの4月に基準を府省令で示しておりまして、これを基本としつつ、現行の幼稚園、保育所、認定こども園の基準を踏まえまして、都として必要と考える基準を確保できるよう条例案をつくるということでございます。

具体的な内容につきましては、「基準の主な概要」として項目を挙げておりますが、□の中のさらに下の□のところに、国基準を基本としておりますが、ところどころで国を上回る内容も盛り込んでおります。例えば保育室等の面積につきましては、国は乳児室一人1.65m<sup>2</sup>、ほふく室3.3m<sup>2</sup>のところ、都は、乳児室、ほふく室ともに3.3m<sup>2</sup>にしている等々でございます。これにつきましては、東京都の子供・子育て会議におきまして、3回にわたりご議論いただきまして、貴重な意見をいただいた上で、今都議会定例会に付議をいたしまして、可決をしていただいております。参考に条例案を付けてございますので、後でお読みいただければと思います。

以上でございます。

○網野委員長 それでは、3つの件でご報告いただきました。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

お願いします。

○武藤委員 ちょっと質問なんですけれども、子供・子育て支援事業支援計画ということで、これは基本的には、産前・産後の子供から学童までということであるんですけども、国のはうも今、障害児の計画だとか、それからあと、放課後、児童対策だとかも含めて、すべての子供たちの支援というんですかね、そういうことを計画を視野に入れてるんじゃないかなと思うんですけど、そこの分野との関連が、もし分かれば教えていただければと思ったんですけど。

○網野委員長 お願いします。

○三浦次世代育成支援担当課長 こちらの計画では、産前・乳幼児期から学童期となっておりますが、例えば、それを超える若者の世代といったところに関しては、先ほどの資料で申しますと、下の、他の法定計画との調和というボックスの中の一番下に、「東京都子供・若者計画」、こちらも仮称でございますが、やはり国の法律に基づきまして、こちらを策定していくということでやっておりまして、こちらのもう少し長い、若者も含めた部分が対象となってくる、これらとも整合を図りながら、全体として整えていくというのが一つです。

また、障害児の関係では、「障害者計画」、「障害福祉計画」も、やはり来年度からの新たな計画の策定を進めております。障害児支援の部分は、国でも新たな重要な課題として位置付けられており、先般、9月9日の第5回部会でも、そういうた障害施策の流れを踏まえて、部会でもご審議をいただきまして、調和を図りながら、計画にそれぞれ盛り込んでいく、ということを確認しているところでございます。

○網野委員長 よろしいですか。ここでは「主に」となっておりますが、お話のとおりで、基本となる子ども・子育て支援法は、子どもの定義が18歳に達したその最初の4月1日まで、という非常に厳密な。要するに、概ね18歳未満すべての子どもということを対象にしていましたので、今のようなことが当然入りますし、特にひとり親家庭とか障害関係、それから若者という表現も、全体的にも含まれていますので、これは十分視野に入れているということで、よろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。

特にございませんでしたら、議事で大きな一つのテーマがありますので、3の議事に入りたいと思います。東京都児童福祉審議会提言としての案でございますが、お手元にもございますような「社会的養護の新たな展開に向けて一家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援一」ということで、部会で取りまとめたものでございます。これについてご審議いただきたいと思います。

では初めに、事務局から内容の説明をお願いいたします。

○栗原育成支援課長 それでは、事務局から、児童福祉審議会提言（案）について、資料7の概要版をベースに、主なポイントを中心にご説明させていただきます。概要版は1ページ、資料8の本文は2ページを、ご覧いただきたいと思います。

第1章は社会的養護の現状と課題でございます。まず現状でございますが、施設ごとの状況、一時保護、施設退所後の状況を示してございます。児童養護施設と乳児院の、各年度3月期の入所率は、9割もしくはそれを超える数値で推移をしております。また、支援の難しい児童も増えております。社会的養護全体に占める養育家庭とファミリーホームの委託割合は、11.1%で、養育家庭の委託児童数が1名という家庭が、75%となっております。児童養護施設退所後の大学等への進学状況を見ますと、都全体では8割を超えておりますが、児童養護施設では4割弱となっております。本文33ページ以降に、参考資料を付けてございます。各種データも掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、課題でございます。まず、児童の生活環境といたしましては、都内の半数の区市町村に社会的養護の拠点となる児童養護施設がございません。本文では5ページに図示してございますけども、こうした不在地域での要保護児童に対する養育支援をどうするのか。また、家庭養護を推進するにあたって、養育家庭の認知度や支援体制、今後、肝となるであろう法人型のファミリーホームの設置促進をいかに進めていくのか、ということが挙げられております。

概要版2ページ、本文6ページをご覧いただきたいと思います。質の向上でございます。質の向上では、支援の難しい子供を適格に対応するための、施設、職員、養育家庭等の質をいかに向上させていくのか。養育単位の小規模化にあたって、人材をどのように確保し、定着させていくのか、ということが挙げられております。

家庭復帰では、親に対する支援に関わる課題。自立支援では、いかに安定した生活を継続させるのか。一時保護については、24時間の受け入れ、早期に子供の状況を把握しなければい

けないことから、支援力の向上といった課題。併せて、地域の社会資源に結び付けることができないと、要支援家庭でも一時保護となるケースもあることから、地域の子育てサービスについても、課題として挙げられたところでございます。

第2章は、20年度の社会的養護の下に育つ子供たちへの専門的ケアのあり方についての提言ございました、小規模の養育単位でございますグループホームや、専門機能強化型児童養護施設について、施設長やケア職員、専門職に対してアンケート調査を実施し、これまでの取組みについての検証を行ったものでございます。本文は9ページになります。

グループホーム等につきましては、基本的に一人勤務であるがゆえに、養育支援の難しさはあるものの、子供の生活状況が落ち着いたなど、養育上、子供への効果がある、との回答になってございます。

専門機能強化型児童養護施設につきましては、特に非常勤医師の確保に苦慮し、専門職とケア職員等の連携も課題として残っているものの、やはり子供に対するケアの効果はもとより、職員の支援対応力も向上している、との回答になっております。なお、専門機能強化型児童養護施設の説明につきましては、本文11ページの脚注に記載してございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、第3章でございます。こちらからが具体的な提言内容となってまいります。まず、「支援の必要な子どもの生活環境の保障」について、でございます。概要版は3ページ、本文では13ページからとなります。

提言1は、「大都市東京における新たな生活の場の確保」でございます。概要版の2つ目の○にございますように、児童養護施設等がない区市においても、現在の入所需要に応え、要保護児童の受け入れができるよう、そして、施設が求められている機能をその地域で担うができるよう、整備をする必要があるというものでございます。ただし、施設本体を整備するのではなく、グループホームなど家庭的養護を推進していく。そして、その上でグループホームの課題である、職員の支援体制を強化することができるよう、グループホームを複数配置するとともに、職員を支援する機能を近接設置する、新たな拠点づくりが必要ということで、「児童養護施設のサテライト型」の設置ということが示されてございます。

提言2は「関係機関との連携強化による家庭養護の実現」でございます。これは、養育家庭に対する親権者の理解、児童本人の選択の機会、民間団体との協働による周知、ファミリーホームの安定的な運営について、ということが内容となっております。さらに、事例検証、特に里親の関係で、なかなかうまくいかなかった事例についての検証を通じて、支援策について検討するように、というお話をいただいているところでございます。

提言3は「生活単位の小規模化の推進」でございます。養育単位の小規模化を進めていくこと。医療的ケアが必要な子供が多い乳児院では、スケールメリットを活かした養育も必要、ということでございます。また、児童養護施設やグループホームの職員体制の充実につきましては、緊急提言といたしまして、いただいております。

次に、「子どもたちへの適切な支援を実施するための施設・養育者の質の向上」について、でございます。概要版では4ページ、本文では19ページからとなります。

提言1は、「専門的な支援の充実」でございます。支援の難しい子供が増加していることから、これまで児童養護施設で実施している専門機能強化型児童養護施設について、全施設で取り組むとともに、乳児院についても同様の機能を有して、これまで以上に専門的な養育機能を

持つことが必要、ということでございます。

提言2は、「人材育成と定着支援の強化」でございます。措置による入所であることから、入所先によって養育に大きな差が生じないように、養育力の向上が必要である、ということでございます。これは、養育家庭についても同様でございます。また、人材確保や定着につながる職員の待遇向上の取組を推進していく、ということも内容となっております。

続きまして、「家族再統合に向けた関係機関との連携した取り組み」について、でございます。概要版は4ページから5ページにかけて、本文では23ページから、記載となっております。

提言1は、「家族の再統合に向けた支援」でございます。家族の再統合に向けては親への支援が鍵となっており、親支援を行うためには、児童相談所の体制の強化が必要。また、施設における入所中からアフターケアまで、保護者に対する切れ目のない支援を強化すべきである、という内容になっております。さらに、当事者からのヒアリングの中で、施設入所中における児童の生い立ちの整理は、親子関係の課題を整理する上で必要であるとのお話もあり、児童本人が入所理由等を理解・整理できる支援が必要である、という内容にもなっております。

提言2は、「母子生活支援施設の機能強化」でございます。親子分離をせず、地域で支援ができる重要な拠点として、積極的な活用や、母子生活支援施設が参画していない要保護児童対策地域協議会もあることから、構成機関となって、役割や機能を十分に認識してもらう必要がある、という内容になってございます。

次に「施設等退所後の係属した自立生活に対する支援」について、でございます。本文では26ページからとなります。

提言1は、「自立した生活を継続的に送るための支援」でございます。養育家庭や児童養護施設などは、実家の機能を果たすことが重要であり、特に児童養護施設は、自立のための生活支援の機能の整備に努めることが必要である、というような内容になっております。概要版では記載がございませんが、ここでも生い立ちの整理については、言及をしております。本文では27ページの上段に、記載がしてございますので、後ほどご参照いただければと思います。

提言2は、「自立援助ホームの一層の機能強化」でございます。これは現在、就労定着等を専門的に行うジョブ・トレーナーを、全17ホーム中、6ホームに配置してございますが、効果的な支援のあり方を検証し、機能強化に結び付けていくことが必要である、というような内容になってございます。

最後は、「社会的養護が必要な子どもの適切な一時保護」についてでございます。本文では28ページからとなっております。

提言1は、「一時保護所（委託）における支援の強化」でございます。一時保護または委託先のさらなる確保の検討や、子どもの権利擁護、施設運営の質の向上を図る上での外部評価の導入について、が内容となっております。

提言2は、「地域の子育て支援の充実」でございます。区市町村と児童相談所、児童養護施設などの社会的養護を担う機関とが連携しながら、虐待の未然防止も視野に入れた、子育て支援サービスに適切に結び付けていく必要がある、という内容になっております。前回の、「虐待から子どもたちを守るために」、24年度の提言でございますが、ここでも同様の提言をいただいているところでございますが、重ねての内容となっております。

最後に、本文をご覧いただきたいと思います。先ほど申しましたが、35ページから45ペ

一頁までが、統計資料等となっております。49ページ、50ページは、委員名簿となっております。最後の51ページには審議経過が記載してございます。今回の社会的養護につきましては、専門部会で8回、概ね2か月に一度程度の頻度で「社会的養護の新たな展開に向けて」についてご審議をいただきました。また、第4回には、児童養護施設・乳児院で働いている職員から、第5回は、ご自身も児童養護施設の出身者であり、現在、当事者支援をされている方からのヒアリングを実施して、今回の審議にあたって、貴重な意見をいただいたところでございます。ヒアリング内容につきましては、46ページから48ページに、記載をしてございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○網野委員長 では続きまして、この専門部会の部会長として、提言をまとめていただきました  
松原副委員長から、ご説明なり補足をお願いいたします。

○松原副委員長 今、事務局から説明がありましたように、部会の委員に加えて、関係者、当事者の方から、いろいろヒアリングをさせていただいて、この時点で必要な提案をつくり上げることができたかなと思います。この後、多分、部会に参画された各委員が、それぞれのお立場で発言をされると思いますので、ここで私、部会長ということもありながら、一方で、一委員として、特に補足をしたい点を、何点か発言をさせていただきたいと思います。

一つは、やはり社会的養護を担う施設というのに、一定の役割を我々が期待し続けていくとしたら、その中には地域支援というものがあると思います。それがこの報告書であらためて浮き彫りになったのは、その地域に施設がない、というところが存在をするということで、ここにきちんと社会資源を配置する、そしてそれが地域社会に必要なものとしてビルトインされていく、というようなことが、非常に大切になってきてるんじゃないかなというふうに、あらためて考えさせられました。

その上で、一方で小規模化を進めていくとしたら、概要版4ページにありますように、その扱い手の育成、そして定着が必要になってくると思いますし、先ほど来、村井委員と何人かの委員の方がやり取りをされた部分も、ここにも非常に関わってくるんじゃないかな、というふうに思っております。量を増やすということ、それから施設の数を一定数増やしていくとともに必要なんですか? やはりそこに質が伴っていかなければ、意味がありません。と同時に、長く勤められるということで言えば、やはり経験、それから就職後、自己研修、自己研鑽の中で得た資格等に応じて、給与が上がっていくということが、これもビルトインされなければ、とても優秀な人材を、今度は長く確保することができない、というふうに考えておりますので、この点を非常に大切なところだな、というふうに思っております。

今まで東京都もこの部分については、財政的支援をされてきたと思いますが、今後もぜひ、そのことについて、拡充をしていっていただきたいなというふうに思います。

それから、これは部会長として、一点反省しているところなんですが、なかなか組み込む場所の工夫が、最終的にうまくできませんで、家族再統合のための取り組みの中に、母子生活支援施設の機能強化を入れさせていただきましたが、別に分離後の再統合だけではなくて、そもそも分離をしないという、しかし社会的な支援が必要である、というような子育て家庭にとって、これはひとり親、しかも母子、というのに限定をされますが、母子生活支援施設というのは非常に有効であろう、というふうに思っています。残念ながら、東京都は、施設の定員世帯数に比較しますと、結構、空きがある状況なんですけれども、それはニーズがないんではなく

て、やはりきちんと広報すること、それから各区市町村間での、広域的な利用を実現していくということが、非常に大切なことじやないかなと思いますので、そこを補足をさせていただきたいと思います。

それから最後に、部会長を務めさせていただいて、今まで、どうも社会的養護の中で、一時保護の議論がほとんどされてきませんでした。今回の部会でこれを取り上げることができ、やはり、こういう世の中の中で、社会的養護の施設は第三者評価、これが義務付けられているわけですから、一時保護所にも、それを及ぼしていくこうという提案ができました。ぜひ、この提案を、東京都のほうで実現していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、この専門部会で、いろいろ審議いただき、まとめにご尽力いただきました委員の皆様方に、本当に限られた時間ですが、一言ずつコメントをいただければと思います。私のほうから、お名前を指名させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、まず副部会長の柏女委員、お願いいいたします。

○柏女委員 今、部会長のほうから報告がございましたけれども、私のほうからは、部会長を支えながら、取りまとめができたことをうれしく思っております。

私のほうから、課題として十分触れられなかつたことも、当然ございまして、それは「おわりに」のところに、少し入れさせていただいておりますけれども、4つ目のところです。「なお、今回の部会で家庭養護の推進について議論をしてきたが、新たな東京の里親支援の仕組み（養子縁組里親を含む）をどういう形で進めるのかということは、関係者等のヒアリングをしながら、都として引き続き検討することを提案した」という形で、十分そこが議論ができなかつた点もあって、今後、「都の、具体的な取り組みを要望する」という形にさせていただいたということが一点。

それからもう一点は、最後のところですけれども、今回の答申については、網野会長、そして私が計画策定部会長をさせていただいております、東京都の子供・子育て支援事業支援計画の中に、この報告、提言のエッセンスを、しっかりと盛り込んで、計画化していきたいということを思っておりますし、明後日、子供・子育て会議と計画策定部会の合同会議が開かれますので、その中でも、今回ご承認いただいた、あるいは付帯意見があるかもしれませんけれども、その様子について、またお伝えをさせていただきたい、というふうに思っています。

私からは以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、本当に時間、限って申し訳ありません。1、2分程度で、お願いいいたします。

青葉委員、お願いいいたします。

○青葉委員 今回、初めて委員にならせていただいたんですが、里親のほうの希望、だいぶこの答申の中に活かされていただきまして、感謝しております。まとめのところでも、4項目目に、これから東京都と二人三脚で、何か新しいというか、いろんなことをやっていきそうだという一歩を築けましたので、これをもとに里親係と一生懸命、里親の推進に努めていきたい、と思っております。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、今田委員、お願いいいたします。

○今田委員 今田でございます。

様々な角度から乳児院を評価あるいは調査していただきまして、本当にありがとうございました。問題点も現場にいながら、なかなか分からぬ点もあって、再認識させていただいた部分が多かったです。

十分その議論が尽くせたわけではなかったんですが、乳児院の中で小規模化が進んでまいりますと、そのデメリットというのも当然、視野に入れながらの養育になっていくというのが、今、我々の中で一番の課題だ、というふうに考えております。どうしても孤立化等々の問題があって、職員の負担が非常に重い、というのが現実でございます。

それから、これも触れられておりましたけれども、入所者の入所理由というものが、10年、20年というスパンで見ますと、だいぶ変化が起こってきていて、特に病児であるとか、あるいは被虐待児の割合というのが非常に増えていて、なおかつ親の持つバックグラウンドとしては、精神疾患を持っている者と、虐待の表裏を成すものであるというところから、非常に養育そのものが困難になってきている、という部分もあって、特に昨今の問題では、こういう閉鎖的な施設でございますので、一旦、感染症がはやると、もうどうにもならない、という状態になっておりまして、最近でも、東京都の乳児院の中で、一乳児院から入院が十数名に及んで、なおかつ5、6箇所の病院に同時に入院させなきやならない、といった場合に、付き添いをどうするんだというのは、非常に限られた範囲ではありますけれども、大きな問題が生じたということは、非常に大きなことであろう、というふうに考えております。

虐待が多くなってくるというのは、将来的に「第四の障害」といったような言葉も使われておりますので、我々乳児院の中にいる間に、どういった養育が、そういったことを、少しでも抑えることにつながるのか、これから勉強していきたいというのが、我々部会の意見でございます。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございました。

では、大竹委員、お願いいいたします。

○大竹委員 大竹です。

8回にわたる議論で、いろいろと学ばせていただきながら、私は人材養成にも携わっていますので、そういったところではこの提言の中にも入っていますように、自分もいろんなところで研修に呼ばれて行きますけれども、その研修というのは、単発のような感じがしますので、ここでは「ポートフォリオの評価」というような形で、やはり職員の方々が、体系化された研修が受けられて、完成された職員となれるような、そういうようなものが必要ではないか、というようなことでは、この研修というようなところを、しっかりと。そういうことが先ほど村井先生からもお話がありましたように、施設内虐待の予防にもつながっていくのではないか、というようなことを感じています。

また併せて、やはりこの中では、一時保護所の機能についても議論されました。やはり一時保護所での役割というのは、大変重要な位置付けがあるだろうと。やはり子供たちを観察していくというところでは、専門職による観察が、その後の措置になったときに、施設への引き渡しのときにでも、そういった情報が、きっちり伝わっていく。また子供たちも、その間に自分自身の入所の理由等も含めて、整理していくというようなことが、入所後の子供たちの生活に

も影響を与えていくのではないか、というようなことでは、やはり一時保護機能というものを充実させていくことが、すごく重要ではないかというふうに思いました。それが提言の中に反映されたということは、大変よかったですというふうに思っています。

今回の報告書のサブタイトルでは、「切れ目のない支援」というようなことがキーワードとしてありますように、まさに私もここに関わっていく中で、まだまだ多くの課題・問題があるという中では、この議論自体も、「切れ目のない議論を」というようなことで進めていかなければいけないんではないか、というような気がしています。また切れる前に、子供たちがこういった制度とか人とかにつながっていくというようなことも、「つながり」というようなことも、キーワードとしてあるのではないかと。

以前の全国学力テストでも報告があったように、学力格差というのは、つながり格差であったというようなことで、やはり秋田とかいうようなところが高かったものは、離婚率が低いであるとか、持ち家率が高いであるとか、不登校率が低いであるとか、そういうことを考えると、やはり学校とのつながり、家庭で親とのつながり、地域でのつながり、こういうようなことが、学力にも影響しているんだと。これは要保護児童等も含めて、やはり要保護児童になる家庭はつながり、そういうものが大変少ない。いかにそういう子供たち、家庭につながりを持たせていくのかというようなことも、これから考えていかなければいけないのではないか、というふうに感じております。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。・

それでは、大町千恵子委員、お願ひいたします。

○大町千恵子委員 母子生活支援施設のことで、関わらせていただきました。

松原先生からお話をありましたように、母子生活支援施設について、家族再統合のための支援ということを、提言に入れていただいていますが、家族の再構築ということで、最初に相談を受けた時から、母子分離せずに、家族関係を調整して、子育ての支援をする中で、虐待の予防などの支援をしていく施設であると考えております。再統合ということを狭く考えずに、家族再構築を支援する施設として機能し、社会的養護に貢献していきたいと考えております。

そういう意味で、最初の社会的養護の現状と課題の中に、母子生活支援施設の項目も入れていただいて、ありがとうございました。4ページの「母子生活支援施設の状況」で、「入所理由の上位3位は、住宅困難、夫等の暴力、経済的困難となっており」、「虐待防止の見守り、養育困難といった理由が少なくなっている」とありますが、後半は削除していただけるとありがたいです。これは資料で「その他」を説明したものにすぎません。もともと母子生活支援施設の入所理由について、東京都や国では、「生計困難」「住宅困難」「生活環境不良」「夫等の暴力」「その他」という枠組みで統計を探っているので、「その他」の数が少なくなるよう、どれか理由を選びます。相談者である母親も、自分がどういうことで困っているのか、例えば「暴力を振るう夫とまだ一緒に住んでいて、経済的に困っている。別々に住みたいけれど、住む場所に困る」という相談ですと「住宅困難」ということになります。そういう意味で「住宅困難」という数が、大きくなりますが、内容を吟味すると、それは夫の暴力であったり、生活環境の不良である場合が多くあります。本人の主訴が何か、子ども家庭支援センターや福祉事務所も、統計に載せるのが、上位3位の「住宅困難」「夫等の暴力」「経済的困難」なのです。あえて「その他」を選ぶのは少ないです。統計の見方として、本当に少ないといえるのか、

できたらここは「....経済的困難となっている」という文で終わっていただけたらありがたいです。「夫等の暴力」の数は、もっとあるのだろうと思いますが、主訴としては、困っている「夫等の暴力」は、最初からは出てこないで、「住宅困難」や「経済的困難」の陰に隠れてしまうのが、母子生活支援施設を利用している方の状況だということをお伝えします。

○網野委員長 ありがとうございました。

このことについては、もし表記のことが必要でしたら、またちょっと、ほかの委員のご意見もいただきたいと思います。

それでは、加藤委員、お願いいいたします。

○加藤委員 加藤です。

松原部会長と柏女副部会長を中心に、この一定の形がまとめられたことを大変うれしく思います。ありがとうございます。

私は普段、施設のほうで、心理を専門に仕事をしておりますので、施設の中での心理職、それから職員支援というようなところで、いろいろと意見を述べさせていただきました。その中で、特に専門機能強化型児童養護施設のこれまでの取組の紹介、それから、それを踏まえての今後の課題というところが、まとめられたというところが、非常にありがたいことだったなというふうに思っています。

もう一点は、子供たちへの適切な支援を実施するための施設、養育者の質の向上というところで、やはり職員を支援するということは、同時に入所している子供たちのことを支援していくということにつながっていく問題です。職員が十分に働けない、あるいは自分自身が非常に苦しい状況にあるというところでは、適切な支援ということは実現しないと思いますので、このことが、しっかりと大きく取り上げられたことについても、非常にうれしく思っています。

課題といったしまして、何回か、部会の中でも発言させていただきましたけれども、私は普段、子供権利擁護部会のほうにおいて、被措置児童等虐待のことについて、ご報告を聞いています。やはりもちろん、この被措置児童等虐待というのは、子供の本当に最後の砦と言われるような場所の中で、子供の権利が十分に守られないという事態もありますし、職員も決してそういうことを行いたいと思ってやっているわけではない、非常に社会的養護の中の様々な問題や課題というのが、凝縮して現れている、そういう事態であるというふうに、日ごろから感じております。

今回のこの専門部会のほうでは、この被措置児童等虐待ということについて、大きく取り上げられることはございませんでしたが、ぜひ今後の課題というところで、委員の皆様、そして東京都の皆様にも、お気にとめておいていただけたら、非常にありがたいというふうに思っています。

最後になりますけれども、副題というところで「切れ目のない支援」というのがあります。あらためて、この専門部会でどういうテーマが取り上げられてきたか。度々、社会的養護あるいは児童養護施設の状況について、問題が取り上げられてきましたけれども、今回、まとめを、まとめまして、例えば専門機能強化型養護施設のこれからの方針であったり、あるいは職員支援・育成の課題であったり、そういうことについて、引き続き東京都が全国の先陣を切って、継続的に取り組んでいっていただきたい、というふうに期待しております。

ありがとうございました。

○網野委員長 ありがとうございました。

では、木村委員、お願ひいたします。

○木村委員 木村です。私は精神科医の立場で、この委員会に参加させていただきました。

私の経験を言ってもしょうがないんですけど、大学卒業してからすぐ医者になりましたので、社会というのは、診察室や病院の中でしか見えない、というふうな生活をずっとしていきているわけですけれども、こういう社会的養護——虐待含めてですけれども——ということ自体が、なかなか精神科医療の中からは、見えづらい、非常に狭い視点でしか見ていませんでしたので、あらためて、大変広い視野で見ていかなければならぬな、ということを実感いたしました。

私は児童精神科医でもありますので、子供のことはよく診ているんですけども、一方で大人の精神疾患を持っている方たちと触れ合うことが多いです。そうしていきますと、実は決して大人の精神障害というのが、この問題と無縁ではないということを感じるわけです。非常に、生育歴等を見てみると、本当に社会的養護がまさに必要だったんだろうなと思われる方たちとも、たくさん出会います。そういう意味では、精神医療も、実は切れ目があるのではないかなどということを非常に実感いたしました。

私は一応、医療の立場からこの委員会に参加させていただきましたので、その立場で私なりの考えをお伝えさせていただきましたのは、やはり発達の障害を持っている子供たちも、たくさんおります。あるいは精神の障害を持っている親もたくさんいます。そういう方たちの支援をしていくということ。つまり、精神医療が常にそばにあるということが、多分、私たち精神科医が思っている以上に、助けになるんだろうなというふうに感じました。

それと同時に、私たち精神科医が社会的養護について理解していくことが、実は精神医療も切れ目がなくなっていくことなのではないかというふうに、あらためて実感いたしました。ですので、やはり社会的養護のそばに、必ず精神医療があるという状況を、ぜひともつくっていっていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、武藤委員、お願ひいたします。

○武藤委員 今、社会的養護の全国の動きとしても、国全体で家庭的養護推進計画及び都道府県推進計画を、この9月、10月、11月でまとめる、というような段階であります。各都道府県ごとに、だいぶ温度差があるみたいですが、東京はこれまで、家庭的養護推進計画だとかも含めてですけども、率先して、社会的養護の整備というんですかね、制度の充実策を図ってきたと思ってます。先ほど出されているように、専門機能強化型の児童養護施設だとか、全国に先駆けて、社会的養護の整備を行ってきたと思っております。

今回、新たにまたいろんな提案ということで、私、社会的養護の現場の当事者として、また逆に身の引き締まる思いです。とりわけ、空白区市に、新たな形で社会的養護の受け皿をつくりていこうということであれば、これは結構、時間もかかるであろうし、当事者として、こうやって提言したことを、どう実現するのかということについては、またまたいろんな宿題があるな、というところであります。でも、これまで東京都と現場が一体となって、この社会的養護の受け皿づくりをやってきましたもんですから、今回出した提言、出された提言を、ぜひ、これ、実行しないとあまり意味がないんじゃないかな、と思ってます。

今回、専門機能強化型をつくって、3、4年して、どうだったのかという振り返りをしたと同じように、今回出した提言が、2年、3年後に、本当に実現しようとしているのかどうかと

いう振り返りをしていかないんじやないかな、ということをあらためて、様々な提言を出す中で感じているところあります。

松原部会長と同意見になってしまいますが、東京は様々な制度をつくったけども、まだまだ不備な点という点においては、職員の人材の育成だとか、定着課題、ここが一番の社会的養護のキーポイントということになると思いますので、これも政策的に云々かんぬんじやなくて、やはり私たち自身が、人材を育てて、定着して、ゆくゆくまで子供たちと関われるような、システムをつくっていかないんじやないかなと思ってます。

それから、空白区市にサテライト型でつくるということであれば、優秀な人材を育てない限りは、まず無理だと思います。ですので、この提言を、絵に描いた餅にせずに、実行するためには、この社会的養護の人材を定着させて、育成をするということを、同時並行でやらないといけないんじやないかな、ということをあらためて、この提言を出して感じたところであります。

もう一点だけ。これも松原部会長と同意見になるんですけども、もうこれからは、社会的養護は、虐待を受けた子供たちの受け皿というだけじゃなくて、もっと地域の予防というんですかね、虐待の予防だとか、地域の子育て支援策に、どんどん入っていかない時代に入ってきたていると思います。いつも言わせていただいているんですけども、傷ついて、心身ともにぼろぼろになって施設に辿り着いても、なかなか心の回復というのが難しい、という状況なので、この大都市東京の中では、なかなか難しいかもしれないんですけども、予防策を相当やっていかないんじやないと思います。課題と将来像では、社会的養護の提言、定義付けをそこまで広げたんですね、実は。そういうことでは、やはり施設や里親が、もっと予防策に、それから地域の子育て支援策に、積極的に入れるようなシステムをつくっていくべきなんじやないかということを、あらためて感じているところであります。

いずれにしろ、そのところもまだまだ不備だし、今、国のはうで松原先生が、今度、部会長になりながら、児童相談所だとか、要保護対策地域協議会の強化策だとかを、ちょうど検討するということになってますので、そういうところも併せてですけども、今後、東京の虐待問題だとか子育て支援に、この社会的養護が、もっと積極的に入っていけるようなシステムをつくっていく必要があるんじやないかなということを、ちょっとそのところも弱いので、今後の課題にしていきたいなと思っています。

ちょっと長く……。またよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○網野委員長 ありがとうございました。関係した委員の方から、あらためて補足コメントをいただきました。

この提言の資料については、事前に案を事務局から送付しておりましたので、もしほかの委員の先生方から、ご意見なども含めてございましたら、少し聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願ひします。

○高橋委員 提言をまとめられた先生方には、大変ご苦労様でございました。非常に行間に、文字になってない部分というのを、どう読んでいくかというのが、またもう一つ、この提言の中にあるんじやないかと思います。

私はいくつかの点で、時間もないで率直にお話をさせていただきたいのは、まず、そもそも27条1項3号または28条の対象になる子供たちが、初めて社会的養護の対象になるわけ

ですね。それでは、それをどういうふうな創出の中でできてきたかというのは、児童相談所のまず判定があつて、こうなってくるわけで。そうなると、この中に、いわゆるパーマネンシーア的なプログラムが、どうやってつくれるか、というようなことが欠落してゐんじやないかと思うんですね。というか、それが非常に重要なことで、今、現場と児相との間の、ある種の問題としては、それが一つあるということが一つ。

それからもう一つ。先ほどの、地域に適正配置されていないということは、今まで二十数年間の間、民間施設が手を挙げて、できてきた養護施設でありますから、それが実際にはなかつたというのは、ある意味では施策として、十分に、適正配置に対する考えがなかつた、ということにもなるのかもしれません。

私が今ここに、資料を持ってきたんですけども、この図のように、私のこの至誠学園が、昭和26年にできてから以降、どんなふうな歩みをしてきたかというのは、施策を反映してゐるんですね。現在、国のはうは小規模化、3分の1をユニット型施設、グループホーム3分の1、里親3分の1。それに合わせて、施設を小さくしてきました。70人の施設を本園は32人で、地域化ということでサテライト型のグループホームを6人のを8カ所つくりました。これは先ほど武藤委員がおっしゃったように、チーフになる方たちの養成が、すごく必要なんですね。それぞれ小さい施設でありますけど、施設長的な役割をリーダーがしなければならない。

それでは、やっぱり限界を感じて、30人の施設を拠点としてこの5年間に2つつくりました。これは大地の家、大空の家。大地の家というのは、乳児院とドッキングした施設、0歳からの養護施設。その代わり、ここはファミリーケースワークは、非常に重要なんですね、若いお母さんたちを中心に。養育方法等を支援し、家族再統合できるように、という目標です。それと、三世代へです。おじいちゃん、おばあちゃんたちも含めて見ようというのが、ここコンセプトです。

それから大空というのは、虐待を非常に受けて、重病化した子供たちを見ている施設。その代わり、大学に行かせるような施設ということで、つくったのが、この施設です。ご覧いただくように、この大空の家、4分の3は虐待児です。これは、相談所が親の同意を得て、虐待を入所要因にしたのが4分の3です。ですから、入所してから、さらに虐待を受けてる子たちの発言というものがありますから、それを加えれば、ほぼ100%虐待なんですね。しかし、先ほど武藤委員もおっしゃったように、虐待の程度が高いです。ですから、18ではとても自立が不安だから、さらに措置延長でサポートをしていく必要があろうということで、大学へも進学できるように。その代わり、奨学金等も制度的につくらなきゃなりません。22歳ぐらいまでは、何とか寄り添っていかれるようなというのが、この例です。

そして従来の施設は、アフターケアの問題が非常に多いです。なかにはエンドレスです。本当に墓まで用意する、老人ホームのルートもつくる、そのくらいまで考えないとやっていけないのが、従来の施設。

なぜかというと、東京は、障害児の施設がほとんど成人の施設になってしまったんですね。何らかの障害がある子供たちが、今、児童養護施設に30%もいるということは、結局、専門施設がないということ。それから、情緒障害児には、情短もないわけです。だから当然、専門機能強化型の施設というものが必要になってきた。そうした状況が、養護施設の普通のレベルなんですね。そういう意味で、東京の社会的養護というのは、相当、家庭養護ということをもう一つの視野に入れるとしたら、施設は専門化していかなければならないということもありま

す。

それから、里親の選定の委員会に関わらせていただいてますけれども、養育里親として、求めてくる方々、やっぱり都市ですから、家族です。それからハードの部分も、やはり限られたものです。共稼ぎの方が多くなってきました。そうすると、預けられる子供たちって、どの程度かということも、そこにはあると思うんですね。これは都市の特徴だと思います。地方では、大きなお庭もあって、というお家もあるかもしれませんけれども。だから、そういうところで里親制度を伸ばすとしたら、やっぱり東京なりの、一つの条件をつくる必要があるかもしれません。

というようなことも含めて、ぜひ今後、これがどのくらいのスパンといいますか、有効計画として、これを使うわけですから、これらのこととも、ぜひ今後考えていただきたい。そして、いわゆる地域福祉ということが今、呼ばれておりますが、東京の全社会福祉法人がお金を出してでも、その隙間の仕事をしようと検討されている。来年度に向けての対策を考えています。養護施設はアフターケアの問題が、まさにそこに入っていますけれども、検討が、さらにされるとしたら、ご考慮いただければというふうに思います。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

小野委員、お願いします。

○小野委員 課題のところの3章の上で「非常勤医師の確保が困難」と書いてあって、また今回の検証でも、非常勤医師の役割は非常に大きい、というふうに触れられておりますけれども、提言の中では、非常勤医師の確保についての文章は出ていませんで、行間に読めないわけではないんですけども、非常勤医師の確保に関するシステムの構築なり、何らかの提言は含まれてもいいのではないかと思うんですが。

○栗原育成支援課長 すいません。今のところでございますけども、この点につきましては、特に本文の20ページの上をご覧いただきたいと思いますが、専門的な支援の充実という中で、実は、ちょっとここの中では、全部読み取れないかもしれませんけども、「専門的な養育機能の効果を～十分に発揮できるよう～効果検証を行い」という記載があると思いますが、この中で、それぞれの施設の非常勤医師の役割であるとか、あるいは非常勤医師同士で情報共有をしながら、特にどういった取組をすべきなのか、どういった役割を求められているのか、というところがなかなか分からぬというところもあって、この効果検証を行って、施設間で情報共有を図って、この専門機能強化——当然、専門機能強化では非常勤医師が必要になってきますので——非常勤医師を含めた、専門機能強化を十分に発揮していく、というようなところで、一応、提言の中には、ご意見の中で盛り込んでいるところでございます。

○小野委員 情報の共有と職員の確保とは、ちょっと話がずれると思うんですよね。やっぱり医師をきちんとプールしたり、ネットワーキングするシステムをつくらないことには、情報共有しても、職員は確保できないと思うんですよね。具体的に非常勤を確保するシステムの構築を模索するなりの提言がなければ、やはり課題は解決しないんじゃないですか。

○網野委員長 それでは、ちょっと部会長から、ちょっと一言。

○松原副委員長 専門機能強化型の児童養護施設を評価する中で、やはり非常に施設長さんが、この精神科医の助言を得て、職員も含めて、非常に力を入れてるというコメントいただきまし

た。

それで、本文の19ページ、今、課長がおっしゃったページの1つ前なんですけれども、かなりそのところを意識しまして、提言1の「専門的な支援の充実」の1個目の○で、「精神科医や治療指導職員を配置し」ということで、これはなかなか常勤は難しいかもしれないんですけども、非常勤医師を、専門機能強化型以外のところにも広げていこうじゃないか、という提言をさせていただいたつもりです。

○磯谷委員 すいません。ちょっと時間がないところ恐縮です。

14ページから15ページにかけてのところですけれども、「養育家庭等への委託については、親権者からの承諾が難しいケースがあることから、乳児院と養育家庭等による一体的な支援により、親権者の理解を深め、委託につなげるような仕組みづくりを検討する必要がある」というふうに書かれているところで、このこと自体には、異議はないんですけども、これがいいたい、もう少し、どういうふうなことをイメージしているのかということが、もし議論で出ていれば、お尋ねしたいと思います。

私が知る限り、親権者が養育家庭を嫌うのは、まず一つは、養育家庭のほうに愛着が形成されてしまって、それが自分たちとしては、非常に面白くないとか、戻って来にくくなるんじやないかとか、それからあと、面会交流について、施設であれば施設で面会交流をすることが可能ですが——ケースによりますが——里親の場合はなかなかそういうことが難しいということから、面会交流しにくくなるんじやないかと、そういうふうな懸念があるかと思うんですけども、そういったものを、どういうふうに理解を深めて、委託に承諾してもらえるようにするというのか、そのイメージが、ちょっと私のほうでまだよく分からないので、議論があれば教えていただきたいというのが一点です。

もう一点は、ちょっと見落としがあれば恐縮なんんですけども、養子縁組について、パーマネンシーとして、どういうふうな位置付けにするということ。そういう議論があったのかなかつたのか。なかなかこれは難しいテーマだということはよく分かっておりますが、それにしても、やはり社会的養護という中で、養子縁組里親はいるんですけども、養子縁組という選択肢が、現場の児童福祉司としては、ほとんど多分、頭にないのではないかというふうに思うものですから、そういった養子縁組についての位置付けについて、何か議論があったとすれば、少し紹介いただければと思います。

○松原副委員長 後者のほうは、私の記憶の中で、あんまり議論を、実はやっぱり、養子縁組はできていないと思います。

それから前者のほうは、磯谷委員のご指摘のようなことが、我々の共通認識として、それはケース・バイ・ケースの個別の取組で、片付けていくというよりは、仕組みをきちんとつくつていきたいということで、これ、なかなか難しいなということで、具体的な提言はできていなんですけども、個々の乳児院や児童福祉司さんの努力ということではなくて、例えば家族再統合プログラムの中で、どういうふうに養育里親を組み込んで、相手に提示できるかとか、家族交流のあり方とか、「そういったものの仕組みをつくらなきやいけないね」という議論までで、「こういう仕組みがいいね」というところまでは、ちょっと今回は時間がなくて、議論は到達をしておりません。

○網野委員長 お手元の会議次第では、8時45分までとなっておりますが、大変熱心な議論、ご意見いただいておりますので、もしどうしてもここで、さらにというご意見ございましたら、

一ついただきたいと。

○平湯委員 すいません。1分で。

○網野委員長 お願いします。

○平湯委員 本文の31ページの4つ目の〇のところで、貧困対策推進法と、それに基づく大綱のことが書かれています。

もうご周知のように、子供の貧困ということが、社会的に広く理解されるようになって、去年の6月に法律ができました。それに基づいての大綱が、今年の8月にできました。この中では、貧困の連鎖をなくすんだと。それを通じて、子供たちと保護者をサポートしていこう、という趣旨のものであると思います。

この法律の考え方というのは、言うまでもありませんけれども、子供の経済というのは、子供の懐具合の話ではなくて、それを養育する世帯の経済と貧困ということであり、それを欠いている子供たちということになると、社会的養護の下にある子供たち、あるいはその対象になっている子供たちが、一番の「子供の貧困」の対象になっている、対策の中心になると、こういう位置付けありますから、そういうことが、ここで紹介したような法の中に書いてあり、また大綱の中に書いてあると、こういうことがあります。

貧困というのは、子供の家庭と切り離せないものであって、その貧困の対策というのが、家庭の貧困のすべてではありませんが、虐待の対策あるいはその逆も成り立つところであって、そういう関係性というものが、だんだん理解されるようになってきたんだと私は思います。

これで、ちょっとまた本来の議題に戻りますが、ここところで、ぜひ発言しようと思ったのは、この貧困の対策推進法の中で、都道府県の責務というのも謳っているわけですけれども、東京都のほうで、この貧困対策法に基づく施策あるいはスタンス、そういうものについて教えていただきたい、ということでした。

ちょっと時間がなくなるかもしれません。

○網野委員長 この提言そのものでも、背景にはいろいろ貧困の問題とかは、当然いろいろ絡んで、おそらく議論はあったかと思うんですが、今の件については、例えば、次世代とか子供・子育て支援の関連ですが、簡潔にお願いできますか。

○花本計画課長 時間もないのに、すいません、簡潔に説明させていただきたいと思います。

先生おっしゃるように、子供の貧困は親の貧困です。今回の大綱でも、やはり教育、貧困の連鎖を防止するために、教育の支援、親の就労支援、教育支援、様々な項目が、対策として挙げられています。

東京都としましては、子供の貧困対策は、すごく重要だと考えております。先ほど、ほかの課長から話がありましたけれども、今、現在、東京都子供・子育て支援事業計画もつくっていますし、ひとり親の計画についても、第3期の計画をつくっております。それから、子供・若者計画もつくっております。いろいろな様々な計画の中で、貧困問題に対して、いろいろな取組を進めていく予定になっておりまして、東京都としては、大綱に書かれているような内容につきましては、いろいろな、所管はちょっと分かれたりしますけれども、連携して取り組んでいきたいと考えております。

○網野委員長 それでは、時間も超過し始めております。特にこの点では、この内容について疑問とか、疑義があるということはなかったように思いますが、むしろ、どこを重視したかったか、あるいは重視してほしいというお話は、いろいろ出たかと思います。

例えば、特に児童養護に關係して、これだけ全国を代表するような内容を持っている東京都でも、児童養護關係の施設が不在のところがある、空白の地域があるというお話、これも踏まえながら、さらには地域支援、予防を進めようという、非常に、まずはそういう大きな視点も含め、非常に具体的にいろいろな、特に関わっていただいた委員の皆様から、あらためて確認していただいたことが多かったかと思います。さらに、課題としてもいろいろいただいておりますので、今後、特に切れ目のない対策、それは「切れ目のない議論を」ということがありますので、この課題に関しての様々な検討を、今後、期待したいと思います。特に人材の育成と定着という点では、非常に重要なものが含まれておりますので、今後、期待したいと思っております。

今、ちょっと部会長から、貧困の関係でもここに記録されている、というふうなことがあります、もう一つ、先ほど母子生活支援施設の関係で、大町委員のご指摘いただいたこと、これは、表12のところをどう読み取るかということにして、いわゆる「経済的困窮」となっているということのほうが、よろしいのではないかというのがありました。それについて。

○栗原育成支援担当課長 すみません。少し説明をさせていただきたいと思います。

実は第6回の専門部会において、社会的養護における母子生活支援施設の積極的な活用ということについてご議論いただきました。そのときに、実はこのデータをもとに、いわゆる母子生活支援施設の入所理由を見ると、再統合や虐待の見守りが少ないということを前提にご議論、ご審議いただいて、今回の提言につながっている、というふうに理解をしているところでござりますので、今後、統計、データの採り方につきましては整理をさせていただければというふうに思っておりますが、今回につきましては、ご審議いただいた際の前提となるデータでございますので、こちらのほうを活かしていただければというふうに思っております。

○網野委員長 今の趣旨で、この表現でまとめていきたいということですが、よろしいでしょうか。趣旨は、先ほどのご意見、かなり踏まえて受け止めているということですが。

○大町千恵子委員 すみません。「虐待の見守り」とか「養育困難」という項目がもともとないところで、「その他」という数字で上がったのがこれだけですという表現を、少ないというのはどうかと思います。統計を探っていない、枠のないものなのですから。

○網野委員長 この表現について、気になるということでしょうか。

○大町千恵子委員 はい。

○網野委員長 本来的な趣旨での意見の違いではないと思いますが、いわゆるデータとして出していることも含め、さらにはいろいろ議論されていたプロセスがありますので、これを踏まえて。 それでは、ちょっとここのことについては、事務局、それから部会長と委員長のほうで、もうちょっと詰めた上で、検討した上でということにしたいと思いますが。一番の希望は、趣旨としては、これを活かしたいということですので、これを踏まえて、もう一回確認させていただき、結果はこちらでお任せいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 それでは、大変熱心にご意見もいただきましたが、大きな意味でのご異議がないようですので、この案を東京都児童福祉審議会の提言ということで、決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、今日は、知事に代わりまして梶原福祉保健局長に、こちらからの提言を提出したいと思います。

それでは、梶原局長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○梶原福祉保健局長 東京都福祉保健局長の梶原でございます。委員の皆様方におかれましては、日ごろより東京都の児童福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

前回、平成24年に虐待の未然防止等の初期対応ということを重点的に取り上げたご提言をいただき、その結びに、今後の社会的養護の方向性についての検討が必要であるという、いわば今期の専門部会でのご審議の出発点が記されたところでございます。以来、網野委員長をはじめ、各委員の皆様には、大変精力的にご議論いただき、本日、提言を取りまとめていただきました。心から感謝申しあげます。

社会的養護につきましては、平成20年にも、当審議会よりご提言をいただき、これを受け、東京都は、これまで専門機能強化型児童養護施設の取組の充実・拡大、自立支援・アフターケアの充実として、地域生活支援事業、いわゆる「ふらっとホーム」の開始、施設職員等への研修プログラムや人材育成モデルの研究開発とその提供など、取組の強化を図ってまいりました。

しかしながら、児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加しており、社会的養護のニーズが引き続き高い状況にあることに加えまして、提言の中でもご指摘がありましたとおり、社会的養護を必要とする子供たちの抱える問題は、年々深刻化・複雑化しており、支援の充実の必要性は、ますます高まっております。

今回の提言にもありますように、社会的養護を必要とする子供たちを健やかに育んでいくためには、家庭的養護と地域化の推進と切れ目のない支援ということが求められている、ということを強く感じております。

施設養護は、できるだけ家庭的な養育環境の形態に変えていくこと、あるいは特定の大人との愛着関係の下で養育できる家庭養護を一層推進すること、そして、施設自体が、地域における社会的養護の拠点として、家族支援、地域支援を展開すること、さらには切れ目のない、総合的で息の長い自立支援など、東京都と児童養護施設、乳児院などの施設や養育家庭など、社会的養護を担つておられる皆様方と関係諸機関が一体となって、なお一層、支援の充実に取り組む必要がある、というふうに思っております。

本日ご提言いただきました内容につきましては、東京都として、今後の施策に反映させてていきたいと考えております。併せて、この提言が関係諸機関の方々はもとより、広く都民の皆様にも内容を理解していただくことによって、社会的養護に対する理解が深まり、その下に育つ子供たちを温かく見守ってくださる地域の方々が、これまで以上に増えていくことを願っております。都としても積極的に周知、あるいは様々な施策を展開してまいりたいというふうに思っております。

委員の皆様には、今後とも引き続き特段のお力添えを賜りますよう、心からお願ひを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○花本計画課長 長い間ご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

本日決定されました提言ですけれども、明日、プレス発表いたす予定でございまして、また

冊子につきましても、印刷が完了しましたら、でき上がり次第、皆様のお手元に郵送させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○網野委員長 長時間にわたり申し訳ありません。少し、議事進行のミスで延長してしまいました。お詫びいたします。

それでは、第4回の本委員会、これで終了させていただきます。どうも、ご協力ありがとうございました。

